

---

平成28年 第4回(臨時)木城町議会会議録(第1日)

平成28年8月23日(火曜日)

---

議事日程(第1号)

平成28年8月23日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第50号 専決処分の承認を求めるについて  
(平成28年度木城町一般会計補正予算 第2号)  
日程第4 議案第51号 訴えの提起について  
日程第5 議案第52号 平成28年度木城町一般会計補正予算(第3号)  
日程第6 委員会付託の省略  
日程第7 議案に対する質疑
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第50号 専決処分の承認を求めるについて  
(平成28年度木城町一般会計補正予算 第2号)  
日程第4 議案第51号 訴えの提起について  
日程第5 議案第52号 平成28年度木城町一般会計補正予算(第3号)  
日程第6 委員会付託の省略  
日程第7 議案に対する質疑
- 

出席議員(10名)

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 黒木 泰三君
6番 堀田 廣幸君	7番 淵上 三月君
8番 原 博君	9番 山田 秋吉君
10番 内田 重則君	11番 後藤 和実君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 渕上 達也君 議事調査係長 廣瀬 孝一君  
書 記 文田 恵子君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	.....	半渡 英俊君	副町長	.....	横田 学君
教育委員長	.....	原 朋輝君	教育長	.....	中竹 聖子君
総務課長	.....	中村 宏規君	財政課長	.....	石井 雄二君
会計管理者	.....	津江 邦彦君	まちづくり推進課長	.....	吉岡 信明君
環境整備課長	.....	河野 浩俊君	教育課長	.....	中井 諒二君
税務課長	.....	西田 誠司君	福祉保健課長	.....	小野 浩司君
町民課長	.....	萩原 一也君	産業振興課長	.....	押川 道彦君
代表監査委員	.....	桑原 正憲君			

---

午前8時59分開会

○事務局長（渕上 達也君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは、皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（後藤 和実） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。

ただいまから、平成28年第4回木城町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

平成28年第4回木城町議会臨時会の会期日程予定表及び本日の議事日程については、8月19日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後藤 和実） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、9番、山田秋吉君、10番、内田重則君を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（後藤 和実） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定いたしました。

---

### 日程第3. 議案第50号

### 日程第4. 議案第51号

### 日程第5. 議案第52号

○議長（後藤 和実） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第3、議案第50号から日程第5、議案第52号については、朗読は省略し、一括して町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 平成28年第4回木城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には残暑厳しい中、しかも何かとご多用の中にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

議案の提案理由説明に先立ちまして、ご報告をさせていただきたいと思っております。

木城町文化財処分問題第三者委員会報告書及び教育委員会が議会に報告をいたしました教育委員会の今後の対応についてを受け、解決に向け3点、取り組ませていただきましたので、ご報告をさせていただきます。

まず、第1点目ですが、平成8年に作成されました台帳で住所が確認された関係者につきましては、直接の謝罪及び謝罪文を郵送いたしました。

次に、2点目であります、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例に基づき、6月23日付で関係職員3名に対して懲戒処分等を行いました。

3点目は、文化財についての理解を深めるため、8月18日に全町職員を対象にして研修会を行いました。

今後も第三者委員会報告書及び教育委員会の今後の対応についてをもとに、宮崎県町村会の顧

問弁護士からの助言もいただきながら、関係者との信頼回復に努め、解決に向けて一つ一つ対応してまいります。

あわせて、二度とこのようなことが起こらないよう再発防止にも取り組んでまいりますので、議会の皆様のご理解、ご指導をよろしくお願いいたします。

それでは、以上述べまして、ただいま上程をいただきました議案第50号から議案第52号に至る3議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第50号。議案第50号は、専決処分の承認を求めるについてであります。専決処分の承認を求めるのは、平成28年度木城町一般会計補正予算（第2号）であります。

木城町消防団第2分団第2部が宮崎県消防操法大会に出場するに当たり、訓練手当等の不足が見込まれますが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年7月29日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算（第2号）は、歳出で消防費の目の組み替えを行うもので、予算の総額に変更はありません。

歳出は、消防費の非常備消防費106万2,000円、防災対策費、減額106万2,000円であります。

次に、議案第51号。議案第51号は訴えの提起についてであります。

本議案は、文化財処分問題の解決を図る上で、処分した文化財の元所有者の相続人から、町から債務不存在確認訴訟を提起することを求められており、その意に従い、債務が存在しないことを確認する訴えを提起することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

この訴えの主な利点は、公平な観点から、裁判所による和解勧告をもとに和解を進めることが想定できるという点と、仮に和解が成立しない場合においても、判決により損害賠償額の有無、または損害賠償額が示されるという点が大きな利点として上げられます。

町には関係者のみならず、町民の皆様にもご理解がいただける手続をとることにより解決を図る責務がありますので、そういう意味におきましても、裁判所の判断を得ることが重要であると考えております。

次に、議案第52号。議案第52号は、平成28年度木城町一般会計補正予算（第3号）であります。

補正予算（第3号）は、予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、予算の総額をそれぞれ40億9,900万円にするものであります。

歳入は、繰越金300万円であります。

歳出は、総務費253万1,000円、予備費46万9,000円であります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、承認及び可決をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤 和実） 町長の提案理由説明が終わりました。

---

#### 日程第6. 委員会付託の省略

○議長（後藤 和実） 日程第6、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第50号から議案第52号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号から議案第52号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

---

#### 日程第7. 議案に対する質疑

○議長（後藤 和実） 日程第7、議案に対する質疑を行います。

これより、提出されました議案第50号から議案第52号に対する質疑、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第50号専決処分の承認を求めるについて（平成28年度木城町一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

議案第50号に対する質疑はありませんか。8番、原議員。

○議員（8番 原 博君） 9ページ、この特別旅費と消耗品費、食糧費についての説明と、近隣の他の町村はどのようにしてるのかを説明お願いいたします。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） まず、特別旅費につきましては、県の操法大会の訓練費としまして、2,000円掛けるの20人、その15日分を措置しております。

それから、操法要員につきましては、前日に1泊をして、早朝の出動に備えると、大会当日に備えるということにしております。その分が5名分でございます。合わせて65万3,000円ということでございます。

それから、消耗品につきましては、操法要員用のシューズ、これが6足分、5万1,600円、それから応援用ののぼり、木城町消防団と書いたのぼりですが、これが2つの合計9万1,800円、それから要員用の活動服ということで5人分、5万1,300円、それから消防用

ホース2つ、2本で7万2,360円、噴霧ノズル1万7,820円、とびぐち6,480円等でございます。

それから、食糧費としまして、反省費、反省会ということで39名分を措置しております。その分が11万7,000円でございます。

各町の部分については調べておりませんのでわかりません。

○議長（後藤 和実） 8番、原君。

○議員（8番 原 博君） いいことだからいっちゃけんですね。ただこういうことやる場合には、近隣の町村の状況も見ながらですね、全ての問題があるんですが、他のところはどうやってるかというのを比較しながら、それで組んでいかないといかん部分はあると思います。頑張ったらこれだけのものはあるということでやったことについてはいいと思いますが、今後はそういったことを含めながらやってください。終わります。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより議案第50号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第51号訴えの提起についてを議題といたします。

本案については秘密会で審議したいと思います。秘密会とするには、地方自治法第115条の規定によって、出席議員の3分の2以上の者の賛成を必要とし、討論を用いないで決定することになっています。

出席議員は10名であり、その3分の2以上は7名です。

秘密会で審議することについて採決します。

この採決は起立によって行います。秘密会とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。ただいまの起立者は10名で3分の2以上です。したがって、

本案について秘密会で審議することは可決されました。

本案件については秘密会で審議することに決定しましたので、会議規則第95条により、傍聴人及び議長の指名する者以外の退場を命じます。

それでは、町長、副町長、教育委員長、教育長、総務課長、教育課長以外の説明員並びに傍聴人は、秘密会が終了するまで退場してください。入場していただくときには、改めてご案内いたします。

ここでしばらく休憩といたします。

午前9時14分休憩

.....  
〔秘密会〕  
.....

午前10時27分再開

○議長（後藤 和実） 休憩前に引き続き会議を開きます。

退場された皆様は大変お待たせいたしました。

これより議案第51号に対する採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号平成28年度木城町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第52号に対する質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。（発言する者あり）

52号に対する質疑ありませんか。6番、堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 15ページですよ。この裁判に関する費用が213万1,000円計上されております。町民の一番の関心、心配事は公金からの支出で終わるのではないかというような声を聞きます、たくさん。第三者委員会の報告書も出まして、責任の所在も明らかになりました。責任の度合いは少々違いますけれども。

3月の私の一般質問で町長は、軽々にこういう場合はこうだと答えることはできないと、法的問題もあるし。ただ、公務員損害賠償には該当しないだろうと。要するに今、公平、中立な立場での第三者委員会で、その責任のあるなし、職員の法的な問題も含めて、第三者委員会の報告がなされた後に、顧問弁護士等の助言を仰ぎながら、相談しながら対応していくという答弁でございました。

責任の所在は明らかにされましたので、今回は最終的に裁判に関する全ての費用は誰が負担するのか、誰に負担を求められるのか、はっきりした答弁をお願いいたします。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） お答えいたします。

国家賠償法の求償権につきましては、国や公共団体が賠償する責に任じた場合について規定されておりまして、公務員に故意または重大な過失があったときに適用されるというものであります。

今回の弁護士費用等につきましては、町が問題解決に向けて責任を負うものであり、関係者への請求はできないものであると弁護士からの助言を受けております。

また、徳島地方裁判所で行われた弁護士報酬を求償しないことの違法確認請求事件では、訴訟委任したことにより支出した弁護士費用は、被害者に対して賠償した損害ではないから、国家賠償法の求償権の対象の範囲外とされる。よって、弁護士費用相当額を請求しないということは違法ではないということで、請求棄却された事例もあります。

したがって、今回の予算につきましては、あくまでも地方公共団体が責を持って払う予算措置でありまして、この件につきましては、事件の原因となった当事者に対しまして求償することは法的にはできないということとされております。

これにつきましては、阿波市のほうで、参考資料としてもしよければ出させていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

○議長（後藤 和実） 議長席に持ってきてください。議運の委員長と副委員長、済みません、議長席まで来てください。

（資料確認後）配付してください。総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） これは先ほど申しました弁護士報酬を求償しないことの違法確認請求事件が阿波市で起きたものであります。それについて資料に基づいて説明をさせていただきますが、黒囲みしたところをご説明させていただきます。

町を被告として提起された国家賠償請求訴訟において、町が前記訴訟の訴訟代理人に対して支出した弁護士費用に対して、国家賠償法第1条2項に基づく求償権の行使をすべきであるにもかかわらず、これを請求しないことは違法であるということで、当該市の住民が住民訴訟を起した件であります。

それについては最終結論としては棄却されておりますが、棄却理由でございますが、3枚目、3ページ目に書いてございます。黒囲みしたところを読ませていただきたいと思います。

国賠法1条2項は、同条1項により国または公共団体が被害者に損害の賠償した場合において、故意または重大な過失がある公務員に対して求償権を有することを規定したものであるから、同条2項に基づき求償することができるのは、国または公共団体が被害者に対して賠償した損害に限られることは明らかである。国または公共団体が国家賠償請求訴訟について訴訟委任をしたこ

とにより支出した弁護士費用は、被害者に対して賠償した損害ではないから、同項の求償権の対象の範囲外である。国家賠償請求訴訟は、国または地方公共団体を被告とする訴訟である以上、国家賠償請求訴訟に対して訴訟するか否かの決定権を有するのは国または地方公共団体であるから、国または地方公共団体がその判断により弁護士に訴訟委任をして応訴した場合には、当該弁護士に対する訴訟委任により支出した弁護士費用は国または地方公共団体がみずからのための費用としてこれを負担すべきである。仮に、国家賠償請求訴訟に敗訴したからといって、国または公共団体が支出した弁護士費用を公務員個人に負担させるべきものではない、いうことはできないということで、これと異なる前提に立つ原告の主張は失当であるということで判決が出ておまして、そういう判決等も出ておりますので、今回の件につきましても同じことでありますので、弁護士費用含めて求償することはできないと考えております。

○議長（後藤 和実） 6番、堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 法的には、資料出されても、なかなか私たちにそれを理解する力がないんですよ。町民感情として、今回の問題は、この発覚があったからこそに生じる費用なんですよね。なければ、こういう金は要らなかったわけですよ。町民に責任の負担、全くないと。瑕疵は、町民にどこに瑕疵がありますか、この問題で。町民が負担する根拠は全くないんですよ。

もう既に過去の、調査の中で過去の人を含めて重大な責任があると、この人たちの責任はどうなるんですか。ただ責任があると調査委員会で発表しただけの10カ月間、10回の調査報告のために、ただこれだけの報告会だったんですか。真実を明らかにするというのが第三者委員会の目的だったんですよ。真実が出たんですよ。あの人たちの責任がこういうことなければ、町民が負担することはなかったんですよ。ということは町がそれだけのお金を払わにゃいかん、これは理解できます。

ただ町に損害を与えたのは誰ですか、一体、こういう損害を与えたのは。これは町民感情としては絶対納得できない。町民が1円たりとも負担することはあってはならないと、私は断固として思います。

○議長（後藤 和実） 今のは答弁が要りますか。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 要りますよ。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） いろんなご意見があろうかと思えます。ただ私たちは行政事務サービス等、全て法に基づいて処理をしていかなくちゃいけないわけですね。ですから、いろんなご意見を賜ります。ただ今回の場合は、法的には何らそういった責任を負うというのができない人いるというのはご理解いただきたい。

ただ、ただし、関係者から例えば迷惑をおかけしたということで、何らかの形で、先ほども言

いましたが、実質的な申し出、あるいは形に変えて、そういうのがあれば、しっかりとそういった部分では町村会の顧問弁護士とも相談の上、前に具体的な話を進めていきたいという気持ちは持っております。そこはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（後藤 和実） 8番、原君。

○議員（8番 原 博君） 私は、この案件については町長というか、町民に責任はあります。それは町民が選んだ町長が、前町長ですが、町長が部下を統括して仕事させて、それによるミスです。ただ町民が選んだ町長がちゃんとやってないと、こういった問題起こるよと。町長が任命する教育長とか、そういう人たちがしっかり仕事をやっていかないと、返ってくるのは町民に返ってくるんですが、その仕事をする町長を選ぶのは町民だから、その責任を持った町長、議会の議員もその責任を持って仕事をやっていかないとと思うんですが、今後はそういった部分を含めて、町長がさっき言われたように職員教育ですか、特に幹部職員の教育をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。回答をお願いします、町長。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今、ご意見もいただいたところでありますが、今回の問題で、先ほどから申し上げておりますように、関係者、それから町民、議会の皆さんに大変なご迷惑とご心配をおかけをしているところであります。行政事務をあくまで行政に対する信頼が失われたことは大変大きな問題であると受けとめておりますし、これからも信頼回復に努め、誠意を持って、あらゆる方法を検討し、解決を図っていくというのが私、町長の責務であると痛感しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより議案第52号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。6番、堀田君。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 先ほど申しましたように、253万1,000円の今回の裁判に関する費用を認めるわけにはいきません。それは最終的には法的には可能かも知れません。しかし、町民から選ばれた町議として、町民の信頼を裏切ることにはできないと。町民が負担することは全くありませんよということをずっと言い続けております。また、6月の全協の中でも、議会の意思統一として町民負担はあってはならないということの確認をしておるところであります。

したがって、町民の期待を、議会としての期待に沿うと、町民からのそういう声を受けとめる

という形で、町民からの負担は一切させないということで、私はこの議案に反対するものであります。

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。2番、神田君。

○議員（2番 神田 直人君） 趣旨とすれば、私も堀田さんの、6番議員と同じなんですけれども、この問題を早期解決するため、またこれしか解決策がないという観点から考えまして、これに賛成をいたします。

○議長（後藤 和実） 反対の討論ありませんか。1番、眞鍋君。

○議員（1番 眞鍋 博君） 私は町民の公金を使う必要は一切ないと思いますので反対です。

○議長（後藤 和実） 賛成の討論ありませんか。9番、山田君。

○議員（9番 山田 秋吉君） 趣旨はよく私もわかるんですが、この問題は余り長期化する必要はないと。せつかく訴訟の段階で事を早く進めるということですので、この件に関して私は賛成なんですけど、町長のほうの答弁でもありましたとおり、当事者にも本人たちの意向もありますので、その辺で含めて協議したいというふうな町長の答弁がありますので、そっちなほうでできるだけ関係者とも話し合いを進めていただいて、円満な解決を早急に私は求めます。この案件について賛成いたします。

○議長（後藤 和実） 6番、堀田君。1回だけです。

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（後藤 和実） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これで、平成28年第4回木城町議会臨時会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げます。第4回臨時会における議案のご審議、まことにありがとうございました。今議会に上程をいただきました3議案全て原案のとおり承認及び可決をいただきました。厚くお礼を申し上げます。

議案の中で特に議案第51号訴えの提起についての議案審議におきましては、可決を賜りありがとうございました。解決に向けてのご意見、ご提言等もいただいたところでもあります。しっかりと受けとめまして、文化財処分問題に関しまして、解決に向けて一つ一つ対応してまいります。

あわせて、二度とこのようなことが起こらないよう、再発防止にも取り組んでまいります。  
どうか議員各位初め町民の皆様のご協力とご理解、ご指導をよろしく願いいたします。

改めまして、第4回臨時会、どうもありがとうございました。

○議長（後藤 和実） 議員の方は、控室をお願いいたします。

○事務局長（渕上 達也君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。ご苦労さまでした。

午前10時58分閉会

---